

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	田中 敦士
登録番号又は法人番号	00109308
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所名称	行政書士習志野法務総合事務所
事務所所在地	千葉県習志野市津田沼5丁目6番14号 松本ビル3階
処分年月日	令和2年6月16日
処分内容（種類）	6ヶ月の会員の権利の停止 (令和2年6月16日から令和2年12月16日まで)
上記処分をした理由	田中敦士会員は、依頼人から受けた公正証書遺言の業務を速やかに完遂させず、半年以上もの期間を浪費するもその業務の達成に至らず、また適切な措置を講じることもされなかった為。(行政書士法第10条(行政書士の責務)、千葉県行政書士会会則第19条(会員の責務等)及び同会則第20条(業務の公正保持)違反)
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 千葉県行政書士会会則第19条 会員は、常に法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、品位を保持し誠実にその業務を行い、業務上必要な知識の修得及び実務の研さんに努めるとともに、行政書士並びに本会の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 千葉県行政書士会会則第20条 会員は、その業務を行うに当たっては、公正、迅速を旨とし、処理しなければならない。